

**第8期伊勢原市障がい者計画・障がい福祉計画及び
第4期障がい児福祉計画策定に関する基礎調査業務公募型プロポーザル実施要領**

1 目的

障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づく「障がい者計画」及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項の規定に基づく「障がい福祉計画」及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項の規定に基づく「障がい児福祉計画」を改定するための基礎調査を行う事業者を選定する手続きについて必要な事項を定めるものとする。

2 業務件名

第8期伊勢原市障がい者計画・障がい福祉計画及び第4期障がい児福祉計画策定に関する基礎調査業務

3 業務内容

別紙「第8期伊勢原市障がい者計画・障がい福祉計画策定に関する基礎調査業務仕様書」のとおり

4 業務規模

本業務の限度額は、3,355,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とし、限度額の範囲内での提案を行うものとする。なお、上記金額は、本事業の契約限度額であり、上記金額を超える提案については失格とする。

5 業務履行期間

業務委託契約を締結した日から令和8年3月31日まで

なお、契約締結後、作業スケジュールの詳細化を行い、それぞれの期限に対応した納品物の具体的日程を本プロポーザル特定者との協議の上、定めるものとする。

6 参加資格

本プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、契約締結から契約の履行完了までの全期間にわたり、次に掲げる要件をすべて満たすこと。

- (1) 本プロポーザルへの参加から契約の履行完了まで、一貫して信義に従い誠実に対応できること。
- (2) 人口規模が伊勢原市と同等以上の自治体で、障がい者計画・障がい福祉計画及び障がい児福祉計画策定策定に関する策定支援業務の実績があり、本業務に関する知識と能力を有していること。
- (3) 伊勢原市競争入札参加資格者名簿に登録されている者であり、単体の事業体であること。
- (4) 伊勢原市競争入札参加資格停止等措置要領に基づく入札の参加資格の停止期間中の者でないこと。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (6) 破産法の規定に基づく破産の申し立て、会社更生法の規定に基づく更生手続き開始の申

し立て及び民事再生法の規定に基づく再生手続き開始の申し立てがされていない者であること。

- (7) 伊勢原市暴力団排除条例に規定する暴力団員等又は暴力団経営支配法人等に該当しない者であること。
- (8) 税の滞納がないこと。

7 選考スケジュール

手続き	期限等
(1) 参加申込期間	令和7年5月2日(金)～5月16日(金) 17時必着
(2) 質問書受付期間	令和7年5月2日(金)～5月14日(水) 17時必着
(3) 質問書回答予定	随時ホームページに公開
(4) 企画提案書等の提出期限	令和7年5月23日(金) 17時必着 ※必要書類を持参 又は 郵送にて提出
(5) 事前審査結果通知	令和7年6月上旬予定 ※事前審査は参加者が5者を超える場合のみ実施
(6) 審査会(プレゼンテーション・ヒアリング)	令和7年7月上旬を予定
(7) 審査結果通知	令和7年7月中旬～下旬を予定
(8) 契約締結	令和7年8月上旬～下旬を予定

※期限等については事務上の都合により変更する場合があります。

8 参加申込

本プロポーザルへの参加意思を別紙「参加申込書(第1号様式)」により次のとおり提出すること。

(1) 提出先

〒259-1188 神奈川県伊勢原市田中348番地
伊勢原市役所本庁舎1階6番窓口
伊勢原市保健福祉部障がい福祉課(以下、「事務局」という。)

(2) 提出方法

事務局宛に郵送又は持参(FAXは不可)

(3) 提出期限

令和7年5月16日(金) 17時まで(必着)

9 質問事項

本業務及び仕様書に関する質問については、別添「質問書(第2号様式)」により以下のとおり提出すること。

(1) 提出期限 令和7年5月14日(水) 17時まで(必着)

(2) 提出方法 事務局宛に電子メールに添付して送信すること。

ア 質問書には必ず名称又は氏名、電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。

イ 電子メールの件名は、「【質問】公募型プロポーザルに係る質問について」とすること。

ウ 送信先アドレスは、「shien-c@isehara-city.jp」に送信すること。

エ 送信前に必ずウイルスチェックをすること。

オ 質問は、提出書類及び企画提案書、仕様書に係る質問に限るものとし、審査又は評価に係る質問は受け付けないものとする。

※来庁や電話による質問の受付はできません。

(3) 質問に対する回答

市ホームページに随時公開

10 企画提案書等の提出

参加意思を表明した参加者は、企画提案書等提出書（第3号様式）等の必要書類について、次のとおり提出することとする。

(1) 提出方法

持参又は郵送により事務局まで提出する。

(2) 提出期限

令和7年5月23日（金）17時まで（必着）

(3) 提出書類

別表1「提出書類一覧」のとおり

(4) 提出部数

ア 企画提案書等提出書（第3号様式）：1部

イ その他提出書類：6部

(5) その他留意点

ア 提出された書類は返却しないものとする。

イ 提出後の書類について追加、修正その他変更はできないものとする。

ウ 提出された書類は、必要に応じて複製する場合がある。

エ 提出する書類は、言語は日本語、数字はアラビア数字、通貨は日本円を用いて作成すること。

オ 提出する書類について、多色刷り及び両面刷りを可とする。ただし、異なる様式での両面刷りは避けること。

カ 本プロポーザルの提出書類の作成又は提出に係る費用は、参加者が負担する。

キ 本プロポーザルに係る提案書は、情報公開の対象となる可能性がある。伊勢原市情報公開条例に基づく情報公開の対象となった場合は、当該条例に基づき本市が判断する。

11 事前審査

参加者が5者を超えた場合は、事務局により提出書類について書面による事前審査を行う。

(1) 事前審査の結果、評価点の合計が高い提案の参加者のうち、上位5者までを審査に参加させるものとし、それ以外の者については審査への参加は認めないこととする。

(2) 事前審査の結果は、審査への参加の可否についてのみ、全ての参加者に対して文書で通知する。なお、事前審査を実施しない場合は、事務局より電子メール等により参加者へ連絡することとする。

12 プレゼンテーションの実施

企画提案書等を提出した参加者に対し、次のとおりプロポーザルを実施する。

- (1) 実施予定
令和7年6月下旬～7月上旬を予定
※プレゼンテーションの日時及び場所については、参加者の確定後にお知らせします。
- (2) 出席者
主担当を含め3名まで出席できることとする。
※主担当は担当者配置表に記載した担当者とし、事務局との連絡調整を最も多く行う者で、必ず契約終了まで携わる者とする。
- (3) 発表時間
全体で30分程度【プレゼンテーション（20分程度）、質疑応答（10分程度）】
- (4) 貸出物品
机、椅子、スクリーン、電源のみ。パソコン、プロジェクター等を使用する場合は、原則各事業者で用意する。
- (5) その他
 - ①プレゼンテーションは提出した企画提案書に基づき行うものとし、書類の差し替え、追加は認めないものとする。
 - ②プレゼンテーション及びヒアリングに出席しない場合は、本プロポーザルを棄権したものとみなす。
 - ③プレゼンテーションは、非公開とする。

1.3 審査

- (1) 審査方法
審査は、事務局が設置した選考委員会の委員が評価を行い、最も評価点数の合計が高い者を優先交渉権者として契約締結に向けて交渉する。評価点数の合計点と同じ提案が複数ある場合は、提案金額の安価な者を優先交渉権者とする。
- (2) 評価項目
別表2「評価項目一覧」のとおり
- (3) 審査結果通知
審査結果、評価点数の合計点及び順位は、令和7年7月中旬～下旬頃までに参加者全員に文書にて通知する。
- (4) その他
 - ①交渉の結果、契約の締結に至らなかった場合、原則次点の業者を優先交渉権者とするが、次点の業者の評価が一定水準を満たさなかった場合はこの限りではない。
 - ②選考委員会の構成員の所属、職及び氏名は非公表とする。

1.4 失格及び優先交渉権者の取消し

次のいずれかに該当する場合、その参加者は失格とする。この場合において失格となった参加者が優先交渉権者に選定されるとき、事務局はその選定を取消し、その次に高い順位にある参加者を優先交渉権者に選定する。

- (1) 参加資格を満たさないことが判明した場合。
- (2) 提出した書類、資料等に虚偽の記載がある場合。
- (3) 本実施要領に定めた内容に違反した場合。

(4) その他本プロポーザルの公平性を害する行為をした場合。

1.5 契約締結等

契約内容に関する協議

事務局は、交渉により合意に達した契約内容について、契約を締結する。なお、契約内容及び契約手続は、伊勢原市契約規則及び委託業務契約約款の規定による。

1.6 その他

- (1) 本プロポーザルの参加申込をした後、本プロポーザルを辞退しようとする場合、辞退届（第5号様式）を事務局へ提出しなければならない。
- (2) 本プロポーザルのために要した書類の作成、書類の提出、プレゼンテーション等に係る費用は、全て参加者の負担とする。
- (3) 提出した書類に虚偽の記載があった場合は、当該提出書類の全てを無効とし、当該提出書類を提出した本プロポーザルへの参加は認めない。
- (4) 本プロポーザルに係る全ての書類は返却しないものとする。
- (5) 企画提案書提出後における担当者の変更は、死亡や退職等の特別な事情がある場合を除き、原則認めないこととする。
- (6) 本プロポーザル実施要領及びその他の書式等に変更がある場合には、伊勢原市ホームページにて告知する。